

4月1日から下水道を使える

区域が広がりました。

快適で暮らしやすい下水道を利用しましょう。

メリット
1

衛生的！！

道路の側溝、住宅の浄化槽や浸透ますから発生する、悪臭や害虫がなくなります。

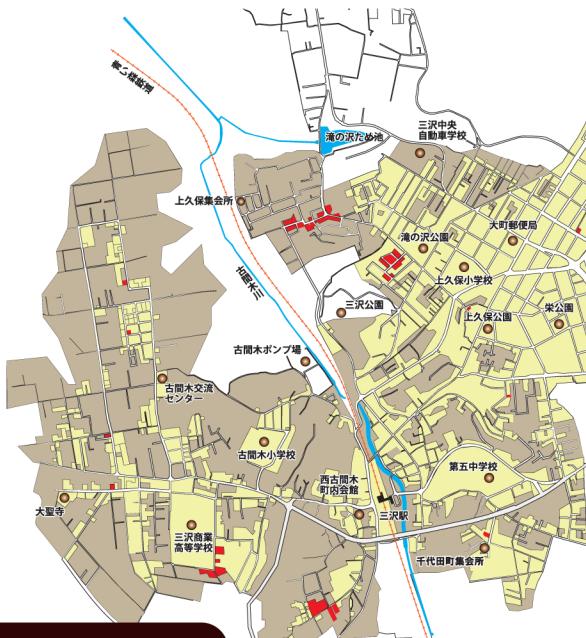
また、下水道から放流する水は、厳しい水質基準が定められていて、高い処理能力で汚れを取り除いてから放流するので、海や川を汚しません。

メリット
2

経済的！！

1年間にかかるランニングコストを比較すると、定期的な点検や検査、清掃の必要がないので、浄化槽より下水道の方が安くなる場合があります。

また、限られた宅地を有効利用することもできます。



私道にも公共下水道を敷設できます

私道は市道と異なり、個人の所有物ですので、市はその土地の所有者に無断で公共下水道を埋設することはできません。ただし、一定の条件を満たす場合に限り、市の予算での整備が可能です。詳しくは、市のホームページをご覧になるか、下水道課へお問い合わせ下さい。

○問合せ先 下水道課 計画工務係（内線 377）

下水道につなぐには？

- 下水道を使用できる地域の方は、
▶台所や洗濯などの排水や浄化槽式トイレ
→1年以内
- ▶汲み取り式トイレ
→3年以内に水洗化して
下水道への接続をお願いします。
①まずは、下水道課へお問い合わせください。
ご家庭が接続できるかどうかを確認します。
②指定工事店でお見積りのうえ、工事を依頼してください。
工事の申請などは指定工事店が行います。

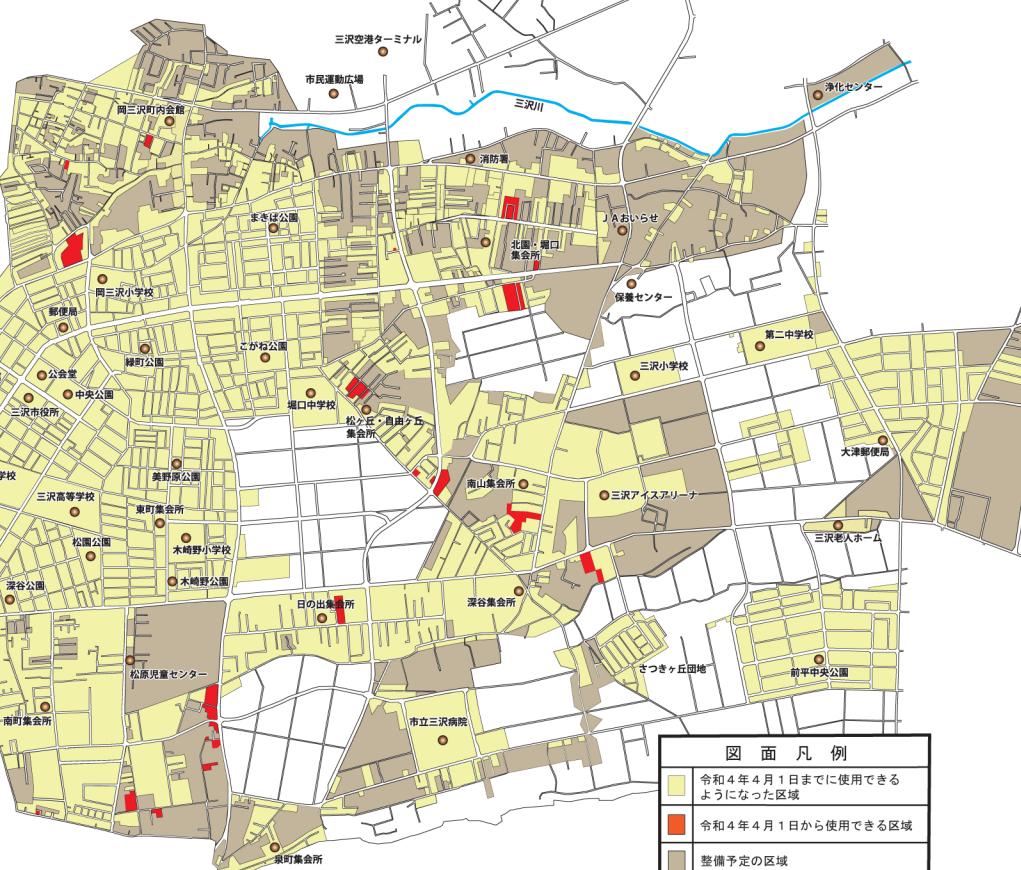
融資あっせん制度

下水道へ接続するために必要な経費の負担を軽くするための制度です。
返済にかかる利子はすべて三沢市が負担します。

- 融資額 1件につき最高 60万円
- 返済方法 月々1万円以上（1万円単位）60ヶ月(5年)以内
- 対象者 ①月々1万円以上返済できる収入のある方
②市税を滞納していない方
③三沢市に住むする保証人を有する方
(保証人は配偶者以外で、月1万円以上返済できる収入のある方)

*新築の場合は対象外ですのでご注意ください。

○問合せ 下水道課 排水設備係（内線 335）



令和4年4月1日から、■色の区域にお住まいの方が下水道を使えるようになりました。

*この地域の一部は、特定防衛施設周辺整備調整交付金により整備されています。

受益者負担金（分担金）制度にて理解を

下水道を利用できるのは、整備された地域に土地を所有していたり、お住まいになっている方たち（受益者）です。

下水道を建設するための多額の費用の一部を、こうした受益者の方々に負担いただくのが、受益者負担金・分担金制度です。

いずれも、ひとつの土地に対して1回限りのもので、5年10回に分けて納付する方法と、一括納付する方法があります。一括納付の方は、残り年数に応じた割合の報奨金が、合計納付額から差し引かれます。

令和4年度 受益者負担金（分担金）の対象区域について

下記の地域が受益者負担金・分担金の新たな対象区域となります。

対象となる土地所有者の方には、4月上旬に申告書が送付されます。

- 岡三沢4、6丁目の一部
- 千代田町4丁目の一部
- 古間木1、2、3、4丁目の一部
- 春日台2、3丁目の一部
- 松原町2丁目の一部
- 深谷1丁目の一部
- 大字三沢字下久保の一部
- 大字犬落瀬古間木の一部
- 大字三沢字端の一部

申告書が送付された方は、内容を必ず確認して必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて提出期限までに、忘れずに申告してください。

土地所有者以外の方が受益者となる場合は、土地所有者と受益者双方が必要事項を記入し、申告してください。

*本人が自署しない場合は押印してください。

○問合せ先 下水道課 業務係（内線 378）

*令和4年度工事予定箇所につきましては、国費等の配分により施工箇所が大幅に変更となる可能性があり確定しておりません。詳しく知りたい場合は、6月以降に下水道課へ問合せをお願いします。